

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」 が特定化学物質（第2類物質）に追加されました

（令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日施行）

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（管理第2類物質）に加えられる等の関係政省令の改正が行われ、令和3年4月1日から施行されています。（作業主任者の選任等、一部の改正については、経過措置により令和4年4月1日から、呼吸用保護具のフィットテストは令和5年4月1日から施行されます。）

今回の改正により、特定化学物質等作業主任者の選任や特殊健康診断の実施等が必要となるほか、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内事業場においては、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定し、その測定結果に応じて必要な措置の実施及び有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられます。

● 塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームの特化則各条文の適用表

特化則の条文	塩基性酸化マンガン (マンガンと同様)	溶接ヒューム	
		アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場	左記以外の作業場
局所排気装置関係（第5条～第8条）	●	×	×
除じん（第9条）	●	●	●
ぼろ等の処理（第12条の2）	●	●	●
特定化学設備（第13条～第20条）	×	×	×
床の構造（第21条）	●	●	●
設備の改造等の作業（第22条）	●	●	●
退避等（第23条）	×	×	×
立入禁止措置（第24条）	●	●	●
容器等（第25条）	●（第5項のみ×）	●（第5項のみ×）	●（第5項のみ×）
作業主任者の選任（第27条～第28条）	●（経過措置あり）	●（経過措置あり）	●（経過措置あり）
作業環境測定（第36条～第36条の4）	●	×	×
休憩室・洗浄設備（第37条、第38条）	●	●	●
喫煙、飲食等の禁止（第38条の2）	●	●	●
掲示（第38条の3）	×	×	×
作業の記録と保存（第38条の4）	×	×	×
金属アーク溶接等作業に係る措置 （第38条の21第1項の特別規定）	×	<ul style="list-style-type: none"> ・全体換気装置等の措置 ・溶接ヒュームの濃度の測定 ・換気装置の風量の増加等 ・測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用 ・フィットテスト（年1回面体を有するマスク） ・毎日1回掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体換気装置等の設置 （毎回異なる屋内作業場のみ） ・有効な呼吸用保護具の使用 ・毎日1回掃除
健康診断（第39条～第42条）	●（39条2項×）	●（第39条第2項×）	●（第39条2項×）
呼吸用保護具の備え付け（第43条）	●	●	●
化学防護服の備え付け（第44条）	×	×	×
記録の報告（第53条）	×	×	×

改正内容に関する通達・資料はこちら（大阪労働局ホームページ内）

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に追加されました

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rodoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/roudo_eisei/20201026.html

改正内容に関する音声付き解説動画はこちら（大阪労働局 YouTube チャンネル内）

タイトル「溶接ヒューム等に対する特定化学物質障害予防規則等の改正について」

<https://www.youtube.com/watch?v=7ikwJmHduDI>



厚生労働省・大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>